

# 令和4年度「静岡県医学修学研修資金」 大学特別枠 募集要項

静岡県は、将来、医師として静岡県の地域医療に貢献していただくこころざしを持った皆さんを支援するための奨学金制度として、「医学修学研修資金」の貸与希望者を募集します。

特に、大学特別枠を設置している大学の医学生の皆さんに対しては、大学の協力のもと、特別貸与枠を用意しています。

大学卒業等の後、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した資金全額の返還を免除します。

制度の概要は以下のとおりです。

※ 本募集は、令和4年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

(予算は、静岡県議会2月定例会(2月18日～3月17日)で審議されます。)

## 1 募集期限

令和4年5月6日(金)まで(大学の担当課へ応募書類を提出)

## 2 応募資格

医学部生または大学院在学中の医師で、将来、医師として、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等に勤務する意志のある方。

他県または県内市町等から同種の奨学金(卒業後の医師としての就業先を制限する条件(返還免除条件として定める場合を含む)のある奨学金・貸付金)の給付を受けている、または受ける予定の方は応募の対象外とさせていただきます。

## 3 貸与金額

年間240万円(月額20万円×12ヶ月)

\* 1年分を3回に分け、本人名義の口座に振り込みます。

## 4 貸与期間

- ・ 医学部生の場合は、1年生から大学卒業の年度まで(6年間)
- ・ 大学院在学中の医師は、貸与決定の年度から大学院修了の年度まで(4年間)

※ 令和4年度編入者及びやむを得ない経済的事情のある方については、2年生以上の貸与を認める場合があります。

## 5 返還免除の条件

以下の(1)から(2)までの要件を全て満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。

(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。

(2) 静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等(5ページの別表1参照)のうち、本人の意向を聴取し、大学と協議した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること(医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む)。

※ 静岡県医師確保計画に定める医師少数区域等を想定しています。

\* 返還免除を受けるための勤務(=貸与期間の1.5倍の期間の勤務)は、以下に掲げる期間(履行期限)が経過するまでに完了することが必要です。

医学部生の場合	大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間(16年間)が経過するまで
大学院生の場合	課程修了後、貸与期間の2倍の期間が経過するまで

※ 出産・育児で休業等をした場合は、その休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します(6ページの別表2参照)。

\* 県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をしたときの返還免除を受けるための勤務期間の計算は、6ページの別表3のとおりとなります。

\* 返還免除を受けるための勤務期間に達しない場合でも、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間が3年に達していて、知事が「止むを得ないと認める場合」には、貸与した資金の返還を一部免除する場合があります。

## 6 返還

返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息(年利10%)を付して一括で返還していただきます。

\* 6年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ450万円程度です。

\* 返還期限を遅れて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息(年利15%)を納付していただきます。

## 7 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の条件を満たす2名の連帯保証人を立てる必要があります。  
応募にあたって、連帯保証人の予定者をあらかじめ決めておいてください。

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は必ず親権者（法定代理人）とすること。
- (2) 2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者であること（両親2名を連帯保証人2名にすることはできません。）
- (3) 法的に保証能力を有し、万一あなたが返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。

## 8 応募方法

応募を希望される方は、以下の1～3の応募書類を、募集期限（令和4年5月6日（金））までに大学の担当課に提出してください。

書 類 名	
応募書類	1 修学研修資金貸与希望届（指定様式）
	2 誓約書（指定様式） ※押印してください。
	3 応募理由書（指定様式） 以下の項目について具体的に記載してください。 ア 資金の貸与を受けたい理由（応募理由） イ 静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について ウ 静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか ※アの応募理由については、イ・ウの内容と関連付けて具体的に記載してください。

（4 ページに続く）

募集締切り後に大学で選考を実施します。選考を通過された方は、以下の1～8の申請書類を大学の担当課まで提出してください（提出期限については大学から後日お知らせします）。

書 類 名	
申 請 書 類	1 修学研修資金貸与申請書（様式第1号）
	2 最終学歴の学業成績証明書（編入者の場合は別途お問い合わせください。） * 大学1年生の場合 ⇒ 高校等最終卒業学校の学業成績証明書 * 大学院1年生の場合⇒ 出身大学の学業成績証明書
	3 健康診断書（任意様式、申請の日から3ヶ月以内に受診したもの） ※受診項目：身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線 申出書（指定様式、対象者のみ） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、健康診断の受診ができない方は本様式を提出してください。健康診断書の提出を留保します。
	4 履歴書（指定様式）
	5 戸籍抄本（申請の日から6ヶ月以内に市区町村が発行したもの）
	6 誓約書（様式第4号） ※連帯保証人2名の実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。
	7 口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書（指定様式） ※資金の貸与は、銀行等金融機関への振込により行うため、振込先の口座の申出を行っていただきます。
	8 振込先金融機関口座確認書類写し貼付け用紙（指定様式） ※7で記入した口座の通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー又はキャッシュカードのコピーを貼付けてください。

\* 記載いただいた情報は、個人が特定可能な事項を除き、医学修学研修資金利用者の将来目通しなどの検討資料として活用させていただきます。

#### 静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部地域医療課 医師確保班

電話：054（221）2868 FAX：054（221）3291

E-mail：[chiikiiryu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:chiikiiryu@pref.shizuoka.lg.jp)

別表1 返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R4.3.1時点)

地域名	圏域名	病 院 名	公的医療機関等	担っている役割・機能等																				
				公的病院	地域医療支援病院	救命救急センター	担っている施設(常時対応型、非常時対応型)	精神科救急医療	災害拠点病院	災害拠点精神科病院	へき地医療拠点病院	母子医療センター	総合周産期センター	小児救命救急センター										
東 部	賀 茂	下田メディカルセンター	○	○																				
		伊豆今井浜病院	○									○												
		西伊豆健育会病院	○									○												
		計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	熱海 伊 東	伊東市民病院	○	○	○					○														
		国際医療福祉大学熱海病院	○							○														
	計	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	駿 東 田 方	国立病院機構静岡医療センター	○							○														
		県立静岡がんセンター	○	○																				
		沼津市立病院	○	○	○	○			○															
		裾野赤十字病院	○	○																				
		伊豆赤十字病院	○	○																				
		伊豆医療福祉センター	○	○																				
		JA静岡厚生連中伊豆温泉病院	○	○																				
		三島総合病院	○							○														
		沼津中央病院	○						○		○													
		フジ虎ノ門整形外科病院	○									○												
	NTT東日本伊豆病院	○									○													
	順天堂大学医学部附属静岡病院	○				○			○											○				
	計	12	6	2	2	1	4	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富 士	富士宮市立病院	○	○	○					○														
		共立蒲原病院	○	○																				
		富士市立中央病院	○	○	○					○														
鷹岡病院		○						○																
計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中 部	静 岡	県立こころの医療センター	○	○				○		○														
		県立こども病院	○	○	○																			
		県立総合病院	○	○	○	○				○				○										
		静岡市立静岡病院	○	○	○					○														
		静岡市立清水病院	○	○	○					○														
		静岡赤十字病院	○	○	○	○				○														
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○				○														
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○																				
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○																				
		清水駿府病院	○						○															
	計	10	9	6	3	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	志 太 榛 原	島田市立総合医療センター	○	○	○					○														
		焼津市立総合病院	○	○	○					○														
		藤枝市立総合病院	○	○	○					○														
榛原総合病院		○	○																					
コミュニティホスピタル甲賀病院		○												○										
計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
西 部	中 東 遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○			○															
		中東遠総合医療センター	○	○	○	○				○														
		聖隷袋井市民病院	○	○																				
		市立御前崎総合病院	○	○																				
		菊川市立総合病院	○	○																				
		公立森町病院	○	○																				
	計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	西 部	浜松労災病院	○																					
		国立病院機構天竜病院	○																					
		浜松医療センター	○	○	○	○				○														
		浜松市リハビリテーション病院	○	○																				
		国民健康保険佐久間病院	○	○																				
		市立湖西病院	○	○																				
		引佐赤十字病院	○	○																				
		浜松赤十字病院	○	○	○					○														
		静岡厚生連遠州病院	○	○	○																			
		総合病院聖隷浜松病院	○							○														
		総合病院聖隷三方原病院	○							○														
		神経科浜松病院	○																					
浜松医科大学医学部附属病院		○																						
計	13	7	6	3	1	5	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	55	37	22	11	5	23	4	8	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

別表2 出産・育児で休業等をした場合の履行期限の取扱い

休業等の区分	内容
産前産後休暇	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した産前産後休暇の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児休業	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した育児休業の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児短時間勤務	<p>県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合、次の計算式で算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。なお、算出した期間に1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{育児短時間勤務月数} \times \text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}</math> </div>

別表3 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内容
計算式	<p>次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{育児短時間勤務月数} \times \text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}</math> </div>

## 静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

**Q：応募の際、所得制限はありますか？**

A：家族の収入等による所得制限はありません。

**Q：連帯保証人の収入に条件はありますか？**

A：具体的な収入の条件は設けておりませんが、連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者とします。

**Q：他の奨学金の貸与を受けています（受ける予定です）が、応募することができますか？**

A：卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けていても（受ける予定であっても）申し込むことができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

**Q：卒後2年間の臨床研修を行う病院は、県が指定するのですか？**

A：臨床研修を行う病院は指定しません。

他の医学生と同様に、ご自身で、医師臨床研修マッチングに参加して決定していただきます。静岡県内外を問わず全国どこの研修病院に決定しても直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

なお、臨床研修を県が定義する静岡県内の「公的医療機関等」で行った場合、その研修期間を、返還免除を受けるための勤務期間として扱います。

**Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？**

A：医学部生または大学院生として応募された方については、返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。

また、専攻医として応募された方については、募集時に県が診療科を指定しています。

**Q：返還免除を受けるために勤務する病院は、どのように指定されるのですか？また、卒後2年間の臨床研修を修了した後、直ちにへき地の病院を指定されることもありえますか？**

A：静岡県は、平成22年10月に「ふじのくに地域医療支援センター」を立ち上げ、皆さんが将来医師として各地域の病院でご活躍いただけるよう、病院群のローテーションによる専門研修プログラムの構築など、県内病院の研修環境の充実に取り組んでいます。

「一般枠」として貸与を受けた方に勤務していただく医療機関は、別表1の「公的医療機関等」の中から皆さんの意向をお聴きした上で、県内の医療提供体制、受入状況等を踏まえて、県、医療関係者の方々との協議し、最終的に県が指定します。

また、「大学特別枠」等として貸与を受けた方（県が実施する面接試験を受けず、皆さんが在籍する大学から推薦され、資金貸与を受けている方等）については、皆さんの意向をお聴きした上で、県、出身大学との協議し、県が指定します。

ただし「大学特別枠」等として貸与を受けた方であっても、専門研修開始時に出身大学の医局に入局されない場合は、出身大学との協議ではなく、「一般枠」として貸与を受けた方と同様に、県、医療関係者の方々との協議し、最終的に県が指定しますので、ご承知おきください。

臨床研修を修了した後、キャリア志望（取得したい専門医資格）に配慮した指定を行う予定です。

ただし、一部の医療機関への勤務希望の集中の状況や各病院の医師の充足状況等により、皆さんの希望と異なる医療機関を指定することがありますことをご了承ください。

**Q：返還免除を受けるための勤務は、臨床研修修了後、引き続いて行わなければならないのでしょうか？**

A：返還免除を受けるための勤務の履行期限を下記のとおり設定しています。

医学部生の場合	大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間（16年間）が経過するまで
大学院生、専攻医の場合	課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間が経過するまで

上記期限内に返還免除を受けるための勤務を完了できる見込みがあれば、一定期間、返還免除を受けるための勤務を中断しても、直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

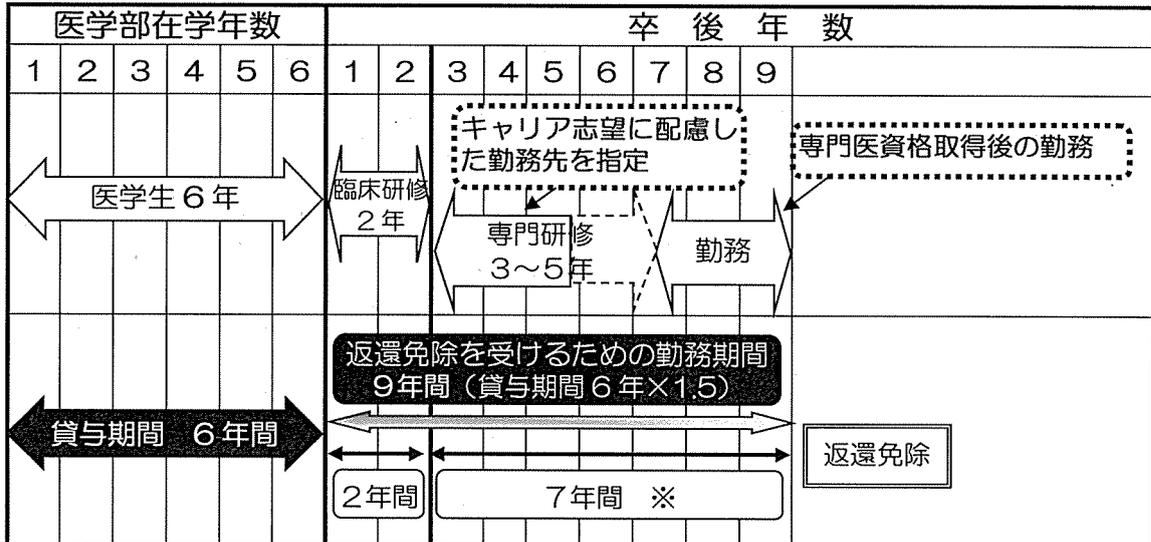
具体例として、下記勤務シミュレーションをご覧ください。

（貸与者の皆さんが、中断可能な期間を活用し、大学や海外等で研修を行い、

自身のキャリアアップを図りながら返還免除を受けるための勤務を行うことができるよう、制度設計しています。)

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション（最短の場合）

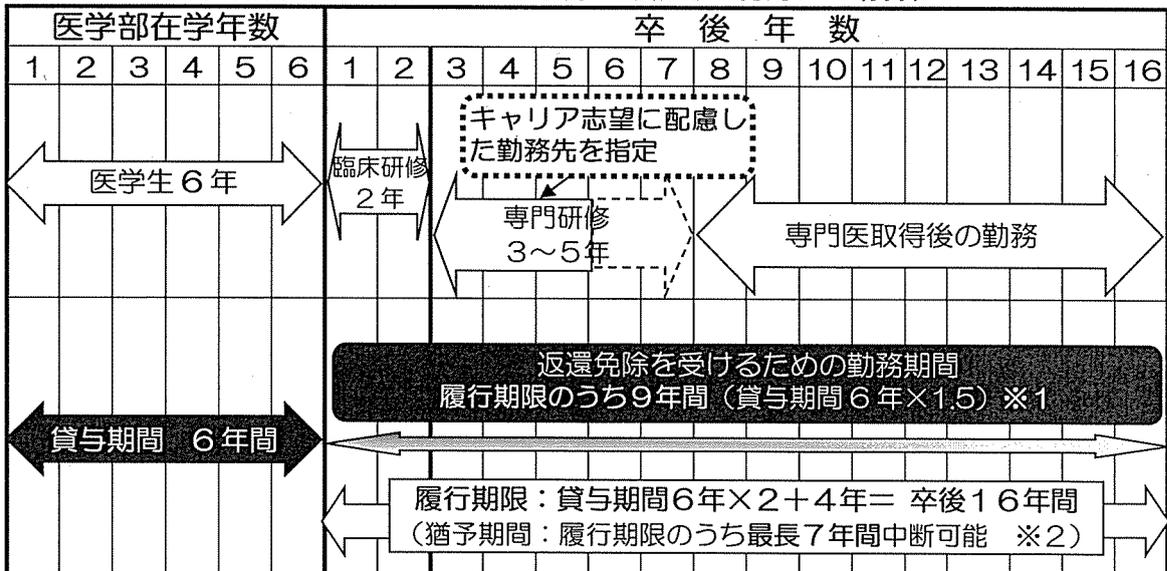
大学在学中6年間貸与を受け、臨床研修を2年間、静岡県内の臨床研修病院で行い、卒後3年目から県が個別に指定する公的医療機関等にて専門医資格取得のための研修を開始した場合



※臨床研修後の返還免除勤務期間のうち、4年間は県の指定する地域（静岡県医師確保計画に定める医師少数区域等を想定）で勤務。

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション（猶予を最大限利用した場合）

大学在学中6年間貸与を受け、卒後16年間のうち静岡県内の公的医療機関等で9年間の勤務を行った場合（猶予期間最長7年間で県外の勤務等で利用した場合）



※1 臨床研修後の返還免除勤務期間のうち、4年間は県の指定する地域（静岡県医師確保計画に定める医師少数区域等を想定）で勤務。

※2 猶予の具体例としては、県外における勤務や海外留学、大学院への進学等。

**Q：勤務先は毎年変更するのですか？**

A：皆さんの勤務先については、毎年度の県内の医療提供体制の状況、研修医の指導体制の状況、皆さんの経験等を総合的に判断しながら指定を行う必要があります。  
このため、原則として返還債務が免除されるまでは毎年皆さんの勤務意向の確認を行い、必要に応じ勤務先の変更を行います。

**Q：貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？**

A：修学研修資金の貸与の継続を希望する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後も、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

(主な申請・届出書類)

貸与の継続を希望する場合※	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学4年生進級時	誓約書、印鑑登録証明書 等
大学を卒業し、 臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、 卒業届、医師免許取得届 等
臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

※ 医学部生または大学院在学中の医師の方は、卒業まで継続して貸与を受けていただきます(途中学年での継続辞退不可)が、毎年度貸与継続申請手続を行う必要があります。

**Q：連帯保証人に記入してもらわなければならない書類はありますか？**

A：誓約書の記入及び実印の押印をしていただきます。連帯保証人には今後、誓約書記載の極度額(保証の限度額)の範囲で保証をしていただきます。また、印鑑登録証明書を添付する必要がありますので、そちらも併せてご提出ください。(詳細は、34ページ記載の誓約書の記載例をご確認ください。)

なお、4年生進級時(契約締結から3年以内)にも改めて連帯保証人による誓約書の作成が必要となります。留年等で極度額の変更が想定される場合にも作成が必要となりますので、ご注意ください。

**Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？**

A：直ちに返還とはなりません。返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。

**Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？**

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。

また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、6ページの別表2に掲げる計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

**Q：返還免除を受けるための勤務を開始したものの、貸与期間の1.5倍の期間に達するまで勤務ができなかった場合はどのような取扱いになるのですか？**

A：返還免除の条件に適合する期間の勤務ができなかった場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して、一括で返還していただきます。

**Q：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？**

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内公的医療機関等で勤務したことを証明する書類と共に返還免除の申請が必要です。

また、県では、返還免除を受けるための勤務期間終了後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。

このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

